

## 美馬市自転車ヘルメット着用促進事業 ※申請者向け参考Q&A

### 【制度創設に関すること】

1	なぜ、事業を始めたのですか？	本年4月の「改正道路交通法」により、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となったが、県内着用率(4～7月)は24.5%であった。徳島県と市町村は、県民(市町村民)の命を守る観点から、現状への早急対策が不可欠であるため、着用率向上促進策として連携する形で「自転車ヘルメット購入支援制度」の創設を検討することとなりました。
---	----------------	--

### 【事業対象に関すること】

2	この事業の対象期間はありますか？	令和5年10月23日から令和6年3月29日までの事業となります。8月4日以降のヘルメット購入分から補助の対象となります。
3	ヘルメット購入後に事業を知ったが、申請できますか？	令和5年8月4日以降のヘルメット購入分であれば申請可能です。令和5年8月3日以前の購入分については対象外となります。
4	事業の対象者を教えてください。	令和5年度末時点(令和6年3月31日)で ●65歳以上の高齢者の方 (昭和34年4月1日より前に生まれた方) ●16～18歳の高校生世代の方 (平成17年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方)
5	現在15歳ですが、令和5年度の誕生日を迎えないと購入・申請はできないですか？	現在15歳であっても、上記にある事業の対象者となる方であれば、誕生日前のヘルメット購入分は対象となります。64歳の方も同じです。また現在18歳であっても令和6年4月1日以前に19歳になる方は対象外となります。
6	現在、美馬市に住んでいますが、近々美馬市外に引っ越す予定です。その場合でも事業の対象になりますか？	ヘルメット使用者が美馬市に住所があり、住民基本台帳に記録がある方が対象となります。引っ越し前に申請を済ますか、引っ越し先の市町村で同様の事業があれば、引っ越し後に申請してはどうでしょうか。
7	美馬市に転入する前に、同様の補助を受けたが、転入後の市(町村)でも補助の申請ができますか。	申請できません。他の市(町村)での同様の補助を受けてない方、又同一のヘルメットに対する他の補助の交付を受けてない方が事業対象となります。
8	帽子型カバー付きのヘルメットを購入しました。付属品も補助対象経費に含まれますか？	カバー(帽子部分)等の付属品とヘルメットが一体の商品として販売されている場合は補助対象経費となります。ただし、ヘルメット本体と別売りの付属品を購入した場合は、同時購入であっても付属品購入に関する費用は対象外となります。
9	令和5年8月3日にヘルメットを購入しましたが、補助対象となりますか？	令和5年8月3日を含め、それ以前の購入分については対象外となります。補助対象は、令和5年8月4日購入分からが対象となります。

10	リサイクル業者で購入した中古品は対象外ですが、未使用品は対象となりますか？	購入したヘルメットの安全性能を確認することが困難であることから、リサイクル業者等で購入した中古品を含め、未使用品のヘルメットについても補助対象外となります。
11	ホームセンターで購入した工事用のヘルメットは、補助金の対象となるのか？	工事用のヘルメットの安全基準は、自転車用ヘルメットの安全基準とは異なるため、補助金の対象とはなりません。
12	どのようなヘルメットでも、自転車用であれば対象となりますか？	安全基準を満たした新品の自転車用ヘルメットが対象となります。 安全基準例・・・SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマークなど。 但し、未使用品や中古品は補助対象外です。
13	住所があるのはA市(町村)ですが、勤務先がB市(町村)です。勤務先のB市(町村)で申請はできますか？	お住まいのある市町村が申請窓口となります。市(町村)に住所があり、住民基本台帳に記録がある方が対象となるため、お住まいのある市(町村)で同様の補助があるかご確認をお願いします。

### 【付与ポイント量に関すること】

14	付与されるポイント量は、ヘルメットの定価の1/2の金額ですか？	定価ではなく、実際に購入に要した税込み価格の1/2(上限3,000ミマポ)となります。販売店が値引き等での販売している場合は、その値引き価格(税込)の1/2が付与ポイントとなります。
15	付与ポイント量の算出方法を教えてください	付与ポイントの量は、自転車ヘルメット本体の税込み価格の1/2で、上限が3,000ミマポ。100ミマポ未満の端数は切り捨てとなります。送料等他の費用や割引分(ポイント・クーポン払いを含む)は対象外です。 例①購入金額 4,990 円の場合 4,990 円 × 1/2 = 2,495 円 →補助金額 2,400 ミマポ 例②購入金額 7,000 円の場合 7,000 円 × 1/2 = 3,500 円 →補助金額 3,000 ミマポ(上限) ※26で、ポイント・クーポン使用例について掲載しています。

### 【申請手続きに関すること】

16	申請書類はどこでもらえますか？	美馬市くらし・人権課と各市内サービスセンターの窓口で配布するほか、美馬市ホームページからも入手することができます。
17	現在17歳です。自分で申請してもいいですか？	ヘルメットの使用者が17歳以下(未成年者)の場合は、2つの申請方法があります。 ①17歳以下の使用者本人が申請する場合・・・保護者の同意が必要。領収書の宛名は申請者本人。 ②保護者が申請する場合・・・領収書の宛名は、申請者本人でも、お子様でも構いません。
18	家族に対象者が複数おり、それぞれがヘルメットを購入したが、申請はまとめてできますか？	複数の対象者について、まとめて申請する事はできません。1人の対象者(使用者)に対し、1申請をお願いします。※LoGoフォームでオンライン申請をする場合で保護者が申請者となり、未成年者複数の申請をするときは可

19	申請書の提出は、土日祝日でも可能ですか？	美馬市窓口での受付は、開庁日の開庁時間内となります。 ※LoGoフォームでオンライン申請をする場合は可
20	申請は、どのタイミングでできますか？	ヘルメットの購入後、必要書類を揃えて申請してください。購入事前の申請はできません。
21	申請書の提出は、郵送でも良いですか？ また、インターネットで申請できますか？	郵送による申請も受け付けます。申請書類を揃えて、美馬市くらし・人権課まで送付してください。但し、郵便物紛失等のトラブルに対しては責任を負えませんので、ご了承ください。また、インターネットでの申請は、LoGoフォームで申請可能です。 ※LoGoフォームのURLやQRコードは美馬市ホームページ又は広報みま11月号にございます。
22	祖父母が、16～18歳の高校生世代の申請者となることはできますか？	高校生世代の申請者は、本人又は保護者となります。申請時に、保護者が存在する場合は、祖父母が申請者となることはできません。
23	申請は、代理の人が行っても良いですか？	申請書類が揃っていれば、窓口に来られる方は代理でも構いません。
24	令和5年10月に申請しましたが、ヘルメットが破損したため新しいヘルメットを購入しました。その場合もう一度申請できますか？	事業の交付は、ヘルメットの使用者1名につきヘルメット1個かつ1回限りですので、ヘルメットの使用者が同じ場合は申請できません。

### 【購入に関すること】

25	購入するのは、美馬市内の店舗でないといけませんか？	美馬市内の店舗に限らず、美馬市外の店舗、インターネットでの購入も対象です。但し、リサイクル業者や支払いの事実を確認できない店舗及び個人売買での購入は対象外です。
26	インターネットでの購入する場合、ポイントやクーポンを使用した場合、付与ポイント量はどのようになりますか？	インターネット購入でも対象となります。但し、ポイント・クーポンを使用した場合は、購入費用から差し引いた実際の負担額で付与ポイント量の決定がされます。 ※ポイント・クーポン使用は、領収証等の添付書類での確認となります。  例①購入金額 4,990円のうち、ポイント1,000円分を使用した場合 4,990円 - 1,000円 = 3,990円。 3,990円 × 1/2 = 1,995円 → 付与ポイント量 1,900ミマポ。 例②購入金額 9,000円のうち、ポイント1,500円分を使用した場合 9,000円 - 1,500円 = 7,500円。 7,500円 × 1/2 = 3,750円 → 付与ポイント量 3,000 ミマポ (上限)
27	地域商品券などの商品券で購入したヘルメットも補助対象となりますか？	商品券で購入した場合は、現金購入と同様の扱いとなり、補助対象となります。

### 【申請書類に関すること】

28	「申請書兼請求書」「同意書兼誓約書」は、代筆でも良いですか？または、パソコン入力でも良いですか？	代筆やパソコン入力でも構いません。
29	申請書類の記載を誤った場合は、どうすれば良いですか？	誤りの箇所を二重線で訂正のうえ、正しい内容をご記入ください。但し、「交付申請額欄」は訂正が効きませんので、同欄を誤った場合は新しい用紙にご記入ください。
30	購入時にお店から受け取らないといけない書類、保管する書類などはありますか？	①「領収証等」をもらってください。その際、申請者氏名・購入日・購入店名・メーカー・品名・購入金額の記載があることを確認してください。 ②商品に保証書等の安全基準の認証確認できる書類がついているか確認してください。ついていない場合は、申請時に安全基準が確認できるヘルメットの写真、または購入店による購入証明（同意書兼誓約書の下欄）が必要となります。
31	「ヘルメットの購入に要した経費の領収書等の写し」とは、どのような書類ですか？	ヘルメット購入店等が発行する領収書等で、下記の内容が証明できるもの写しとなります。 ①申請者又はヘルメット使用者の氏名 ②購入日 ③購入店名 ④メーカー ⑤品名 ⑥購入金額 ※この内容が証明できるレシート（但し原本）でも受け付けます。レシート単体で証明できない場合は、内容を補完する資料を追加で添付いただくか、購入店舗等証明欄に購入店舗で証明を受けてください。またレシート原本の返却が必要な方は、受付印押印後、返却することとなります。
32	本事業の申請の際に、添付する「領収書」は、原本ですか？	補助金の申請に添付する領収書は写し（コピー）、原本どちらでも結構です。領収書を保管しておく必要がある方はコピーを添付してください。レシートを添付する場合は、原本となります。
33	ヘルメットと一緒に他のものも購入した領収証等を添付書類としてもよいですか？	領収証等の明細から、ヘルメット単体の購入価格が分かるようであれば、添付書類としてお使いいただけます。
34	領収証等に店舗印や担当者印がないが、再度店舗へ買いに行く必要がありますか？	店舗側の不備ではなく、店舗印や担当者印のない様式が正式なものであれば店舗で印を貰っていただく必要はありません。但し、領収証等に「店舗印及び担当者印なきものは無効」等の表記があるものについては押印が必須となりますので、領収証等をご確認ください。
35	「安全基準の認証確認ができる書類の写し」とは、どのような書類ですか？	ヘルメットに付いている保証書、取扱説明書または安全基準マーク確認できるヘルメットの写真等のいずれかになります。それらの添付が難しい場合は、購入店による購入証明（同意書兼誓約書の下欄）を受けてください。